

報 酬 表

工藤経営事務所

【1】 コンサルティング業務

項 目	金 額
人事賃金制度構築指導業務	1か月 105,000円
セミナー・研修講師派遣業務	1時間 31,500円
労働相談指導業務	1時間 21,000円
CUBIC個人適正検査(採用)	1人 3,150円
CUBIC個人適正検査及び組織診断	1人 3,150円

に関しては月1回訪問を基本とする。

【2】 手続業務

項 目	金 額
労働保険新規適用手続	52,500円～
社会保険新規適用手続	52,500円～
健康保険資格取得及び喪失手続	10,500円～
雇用保険資格取得及び喪失手続	10,500円～
雇用保険離職証明書手続	10,500円～
その他通常手続	10,500円～
労働保険申告手続(建設以外)	顧問料1か月分 最低15,750円～
労働保険申告手続(建設)	顧問料1か月分 最低31,500円～
健康保険算定基礎手続	顧問料1か月分 最低15,750円～
就業規則作成手続	157,500円～
就業規則変更手続	52,500円～
複雑な業務に関する手続	別途協議
一般労働者派遣業許可申請手続	73,500円～
特定労働者派遣業届出書手続	52,500円～
有料職業紹介事業許可申請手続	73,500円～
派遣及び紹介事業変更手続	15,750円～
派遣及び紹介事業定期報告手続	15,750円～

【3】 顧問契約

(1) 相談顧問

目安(従業員数)	金額(月額)	備 考
20人未満	21,000円	相談業務とは手続業務は行わず、電話・FAX・メール等での相談業務のことをいう。訪問の場合は【1】 に準じて別途請求する。相談内容が複雑または処理に時間を要する場合、別途請求する場合がある。
20人～50人未満	31,500円	
50人～100人未満	42,000円	
100人～300人未満	52,500円	
300人～	73,500円	

*従業員数は、常勤役員、出向者、常勤非正規社員を含む人数とする。

(2) 手続顧問

従業員数	金額(月額)	備 考
10人未満	10,500円	手続業務とは社会保険・労働保険関係の手続及び相談をいう。顧問料には【2】～の業務を含むものとする。【2】～以外の業務に関しては別途請求する。訪問は必要に応じて行う。定期的に月2回以上訪問する場合は1回あたり21,000円を請求する。
10人～20人未満	21,000円	
20人～30人未満	31,500円	
30人～40人未満	42,000円	
40人～50人未満	52,500円	

以下10人を超えるごと5,250円を加算する。ただし、100名を超える場合は別途相談とする。

*従業員数は、常勤役員、出向者、常勤非正規社員を含む人数とする。

(3) 簡易顧問

派遣・職業紹介事業以外で従業員5人未満の事業所は、上記(2)によらず顧問料を年間94,500円とする。

(4) 給与計算

項 目	金 額
給与	月額15,750円(10人まで) 10人を超える場合は、1人増すごとに525円を加算する。 但し、タイムカード集計等行う場合は別途加算する
賞与	1回につき上記と同額
年末調整計算業務	上記と同額(給与支払報告書作成提出の場合は別途加算)
初回マスター作成	上記と同額